事　務　連　絡
令和８年 10 月 28 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 14）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）等により、令和８年６月１日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添１から別添３までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添２）

歯科診療報酬点数表関係

【有床義歯】

問１　「Ｍ０１８」に掲げる有床義歯について、歯科用金属芯を埋入した場合は、有床義歯補強加算を算定できるが、「Ｍ０１９」に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯についても、同様に算定できるのか。

（答）算定できない。

【ＣＡＤ／ＣＡＭブリッジ】

問２　ＣＡＤ／ＣＡＭブリッジについて、④５⑥⑥、⑤６⑥⑦又は⑥６⑦等の分割抜歯や分離切断を行った歯を支台歯とする場合も、当該ブリッジは算定できるのか。

（答）分割抜歯又は分離切断した歯を支台歯としたＣＡＤ／ＣＡＭブリッジをやむを得ず製作する場合は、残った歯冠や歯根の状態から、歯科医学的に適切な場合に限り、算定して差し支えない。

この場合、ＣＡＤ／ＣＡＭブリッジは１装置として取り扱うが、支台歯については、分割抜歯を行った場合には、「Ｍ０１７」ポンティックの留意事項通知（７）のハ及びニと同様の取り扱いとし、分離切断を行った場合には大臼歯１歯分として取り扱う。